# 藤原京左京七条一坊西南坪発掘調査 現地説明会資料 (飛鳥藤原第115次調査)

奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部 2001.6.30

#### はじめに

今回の調査は橿原市市営住宅の建て替え工事に伴なって実施したもので、調査区は東西 58m、南北 38m の約 1950 m<sup>2</sup>です。

調査地は藤原京の左京七条一坊西南坪にあたります。この坪は西が朱雀大路、南が七条大路に面する場所で朱雀門から約 300m 程のところです。調査地の東側の坪である左京七条一坊東南坪では「皇子宮」と記された木簡が橿原市の調査で見つかっています。また、朱雀大路の西側の、右京七条一坊西南坪では坪の東西を二分する中軸線上に大型の東西棟建物が見つかっており、1町占地の宅地である可能性が考えられています。今回の調査区も当時は藤原宮に近接する一等地であり、重要な遺跡であることが予想されました。

調査は4月3日からはじめ、現在継続中です。

		F. F. COTT 1: 27 24.	918 : II II 41.50m/s	4.77% CB n 4 f	1 2 1	1 -11 -11	di 1		E 2019/55
表面於古名							HRHER COL		·
二条大路	And the letter have he		W 400 C				A		
2012			" , dha "	1 7 C	GE 841 m)			111	
五072					原宮	(MINISE)			
三条大路	17.0		10個 前町		<u> </u>		1 11		E and
	EL TEN		J " 1 2 2 2 0 00	ALA	ASSE .		72.4	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			1 07 0	E.E.	g	. 라 - 리 .	, 9		5
		12 DE	Po.	j., .		*	`	D-1 [ ] .	L "
四条大路	Last Elli	201 g	7 7 7			4			1/1
門教他	1. The Sale	Non-		#j2 "	高殿	調品の	- E	N   [ ]	11-11 4
-03-03-1	Lanate S Arthaul		ा ना नाम	3		The state of the s		9999次图	111
五条大路		e /// 1/1	에 I " · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11			10	STATE WATER	
	- 2	1 1		736	- AEEN	"   "   "			Pinal !
186 N	ا الله الله	Bolinais XX		4		" A CRUIT	CMHRAM	11 - 37	M/W
		2000	3000	1	"别"所以时	29 11	1011	الإسلام ا	7
六条大路	. C	13960 347	河南西山岭	1 nation	· Minieste	器に~ " "	D.S.		17771
JAN P		The same			園で	11 C 280 C.		一月 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	1
	330000 : ;	1100011				学 . 丁 .	严吗。.((	100	DISS.
七条大路	इतिसम्बद्धाः सन्दर्भ		"Ell 20 1:10 0/2 1	是	to an al court				15
		本集時		今回0	調査地	紀、臣			制 町 0
577111 02		72 12. 1	图 加 地 四	1 30 100	1 1		1 10		
(IN) I II	・   佐    1    1    1    1    1    1    1	No.					BE 3.m.		1/1/
八条大路	P-19 .	- 177				7 1011		1:500	
크네		السابال السابال	## 1 1 P 7	亞				東	東
	西京極大路	西 三 坊 大 路	西二坊大路	=	雀 -		更 二 方 大	東三坊大路	東京極大路
	極	坊	坊	坊 大 路	大数	方 大 路	カ 大	功 :	大
	大路	路路	路路	路	III 2	格 is	各	路	路
	P.U.								

位置図

## 検出した主な遺構

#### A期 7世紀中頃~後半

建物 10 …桁行 3 間、梁間 2 間の掘立柱東西棟建物か。南側柱は調査区外。

建物 11 …桁行 3 間、梁間 2 間の掘立柱東西棟建物か。

柱穴は浅く、南辺・西辺の柱穴は削平されています。

建物 12 … 桁行 2 間以上、梁間 2 間の掘立柱南北棟建物か。南部は調査区外。 建物 10 から 12 の方位は北で西に振れます。

炉跡 13 …粘土を敷き、周囲には炭層や焼土が見られます。礫混じりの整地土 が覆っています。

この他にB期の整地土の下で部分的に柱穴も確認できます。

#### B期 藤原宮期前半

西南部に礫混じりの整地を行ない、建物を建てていました。

建物 20 … 桁行 3 間以上、梁間 2 間の掘立柱東西棟建物。東に縁がつきます。

建物 21 … 桁行 2 間、梁間 2 間の掘立柱南北棟建物。

建物 22 … 桁行 2 間、梁間 1 間の掘立柱建物。

建物 23 … 桁行 3 間、梁間 2 間の掘立柱南北棟建物か。西側柱は調査区外。

建物 24 … 桁行 3 間、梁間 2 間の掘立柱南北棟建物。

建物群の方位は北でやや東に振れ、建物 21 から 23 は建物 20 の柱筋にあわせています。

溝 25 …素掘り東西溝。溝 26 と接続するようです。藤原宮期の土器・斎串出土。 溝 26 …素掘り南北溝。一部に暗渠があります。

池状遺構…池状の浅い溜まりの東南部を検出。7世紀前半から藤原宮期の遺物が出土。想定される坪の中心に南岸をほぼ合わせています。

#### C期 藤原宮期後半

建物 30 …桁行 8 間、梁間 2 間(東西約 21m、南北約 6m)の大型の掘立柱東西棟建物。柱穴 20 基の中、5 基から柱根検出。直径 24cm 程度。 建物は想定される坪の中心のやや南に位置します。

池状遺構…池がある程度埋まった段階で、北東部に盛土がされる(集石遺構)。 この時期に多量の木簡を木簡の削り屑や木屑とともに南岸西寄りに 投棄しています(木屑層)。厚さ約5~10cmで東西約6m、南北 約6mの範囲に集中。木簡の出土点数は洗い終わったものだけで、 約1100点(木簡約350点、削り屑約750点)あり、藤原京域の調 査では最大の数です。木屑層は調査区の西にも広がるようです。

大土坑 31 …南北 10m、東西 6m の浅い土坑。

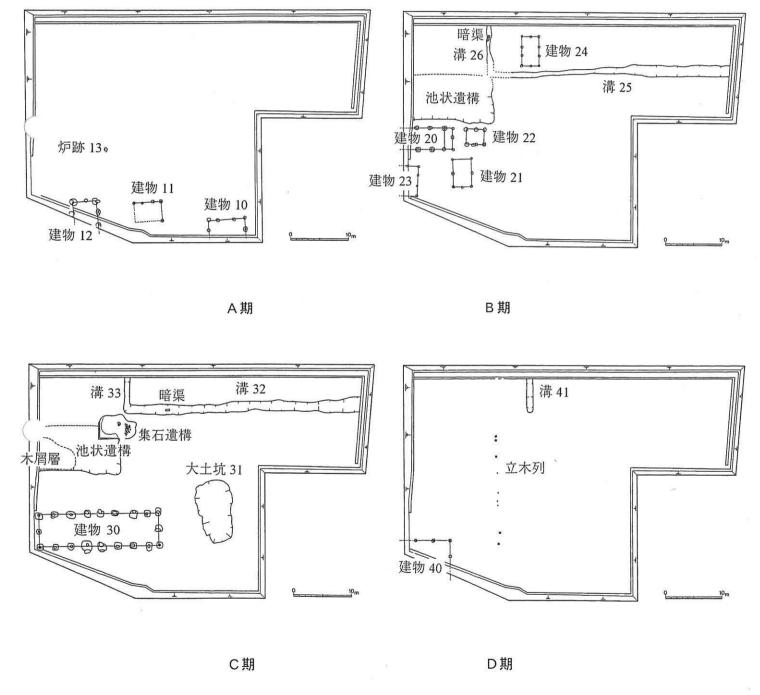
木簡約100点(木簡約50点、削り屑約50点)出土。

溝32…素掘り東西溝。溝33につながる。西寄りで暗渠検出。

溝 33 …素掘り南北溝。

#### D期 奈良時代以後

立木列…池状遺構東岸から南へ8本検出。根の張る状況が確認できます。 建物 40…掘立柱建物。東西棟か、南北棟か不明。塀の可能性もあります。 溝 41…素掘り南北溝。北辺から6m程検出。



遺構変遷図

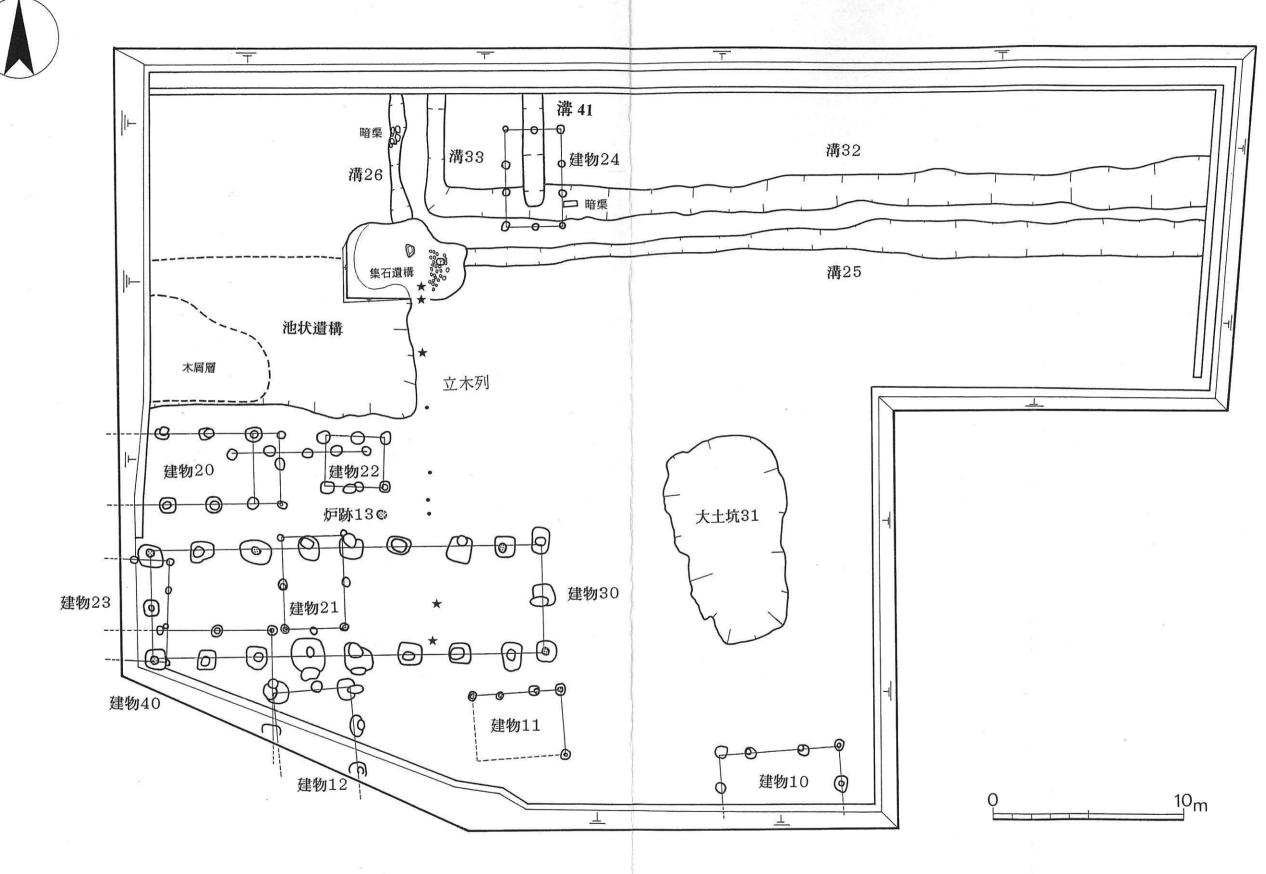
# おもな出土遺物

- ・木簡…現在のところ削り屑を含めて約 1200 点を確認。 大半は西端中央部の藤原宮期の池状遺構の木屑層から出土。
- ·藤原宮式軒平瓦4点
- ・木槽、琴柱、火却臼、算木、斎串、硯、土馬など



#### まとめ

- ●今回の調査区は藤原宮朱雀門に近い位置にあり、左京七条一坊西南坪にあたります。調査区南西部では坪の南北中軸線に合わせた大型の建物を検出し、少なくとも一町占地であると考えられます。
- ●大型建物(建物 30)の北にある池状遺構の南岸近くの木屑層の中から、多量の木簡を発見しました。その内容は、①各役所が中務省に宛てて出した宮城から物品を出し入れする通行許可を申請するもの、②皇族・貴族との物品のやり取りを示すものが見られます。これらは中務省の事務に関わりが強く、ここに中務省ないしその関連施設があったと考えられます。



藤原京左京七条一坊西南坪発掘調査 遺構概略図 1/200

#### 飛鳥藤原第115次調査出土木簡の概要

池状遺構から出土した木簡は、全体として、大宝初年の中 務 省の仕事に関 わる木簡群と考えられます。中務省とは、律令国家の二官八省の一つで、天皇 の秘書官として詔勅を作成したり、後宮関係の仕事をおこなった役所です。以 下に出土木簡の特徴を述べてみましょう。

- (1) 木簡は、差出・宛先関係のわかる文書木簡が多く、帳簿の木簡(横材) も少なくありません。その一方、税に付けた荷札はあまり出ていません。
- (2) 木簡の時期は、23丙申年 (696 年) の荷札や20子年 (700 年)の帳簿の木簡 などを除けば、木簡にみえる役所名などはいずれも大宝元年(701年)施行の 大宝令によるもので、しかも書かれている年紀は大宝元年と大宝2年に限ら れています (2461)。
- (3) 各役所が中務省へ宛てて出した、物資を宮から運び出すための許可を 申請した木簡があります(⑦⑧⑨)。差出の役所として、内蔵寮(天皇の宝物や日 常用品を調達管理する役所)・画工司(宮中の絵画を担当する役所)がみえています。「解」(上 申文書)という形式をとり、物資の数量や出入りの宮城門名(佐伯門など。なお、藤 原宮の宮城門号として佐伯門は初出です)、担当者名を記してあります。申請を受けた中 務省では木簡に「中務省□出」などと書き加えたうえでしばらく保管、不要に なった段階で廃棄したのでしょう。

宮の諸門から物資を外に運ぶ場合や、武器を諸門から出入させる場合、各役所は物資名・通過門・ もんぼう 担当者などを記して中務省に申請、申請を受けた中務省はそのことを記した門 勝を宮門警護の衛 門府に発行し、当日、門において門牓と実物を照らし合わせて問題なければ門を通過したと考えら れています(ちなみに①の木簡にみえる「門傍」とは、「門牓」のことでしょうか)。

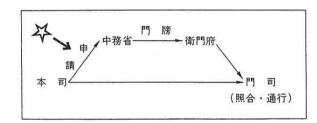
- ⑤⑥の皇太妃宮職(阿陪内親王のため設けられた役所。阿陪は天智天皇の娘。草壁皇 子の妃となり文武天皇・元正天皇を生む。707年即位して元明天皇となる)の「解」や、⑩⑪の 宮内省(天皇や皇室に関する庶務を担当する役所)の「移」(同格役所間での文書)は、断片の ため内容が明瞭ではありませんが、(3)と同様の内容の木簡と思われます。
- (5) ②「石川宮」(某親王家?)が物品を支出した際の送付状や、④県犬養三千代 (藤原不比等の妻。聖武天皇の光明皇后の母) への物品給与に関わる木簡など、皇族・貴 族との物品のやりとりを示す木簡があります。これは後宮や天皇と関わってい る中務省との間でやりとりされていると考えるのがよいでしょう。③の衣縫王 (藤原泉造泉司などを歴任)の木簡も、この部類に入ると思われます。なお、① 「御名部親王宮」(天智天皇の娘。阿陪内親王と姉妹。長屋王の母)の木簡は、下端が欠損 していて全体の意味がわかりませんが、②の木簡と同様の書式で、御名部内親 王宮が差出した木簡だと推測しています。
- (6) ③役人の位階昇進(叙位)を記した木簡や、⑤勤務評定(考課)に関わる と思われる木簡などが、わずかですが出土しています。大宝初年は天武 14 年 位階制(浄御原令)から大宝令位階制への移行期であり、両者の対応関係がわか るように「追従八位下」のように大宝令位階名称の頭に天武 14 年制の名称を 冠するのが、この時期の位階の特徴です。

(7) その他 27難波津の歌 (難波津に 咲くやこの花 冬ごもり 今は春べと 咲くやこ の花)を万葉仮名で記した習書木簡は、上の句と下の句が揃ったものとしてと ても珍しいです。18役所で働く人たちの勤務日程(上番・下番)を記した歴名木簡、 19役所で労役をする人のため炊事役としてはたらく「干」(munify) が逃亡した ことを記す木簡なども出土しました。

今回、中務省の仕事に関わる木簡が出土したことから、大宝初年頃(遺構変遷 C期のはじめ頃)、宮外のこの地に、中務省ないしは中務省関連施設があったと推 測できます。その背景として、大宝律令施行に伴って藤原宮が大改築されたた め、一時的に宮外に移転した可能性などが考えられます。

それにしても、日本初の本格的な法典「大宝律令」が施行された直後の時期 (大宝元年・同2年)の木簡が、大量に、まとまって出土したのは大変重要な意味 を持っています。なぜなら、8世紀初頭、律令を作って「船出」した当時の政 府が、律令とどのように向き合っていったのか、その実際を知ることができる 生の史料といえるからです。今後、出土した木簡を研究することで、生まれた ばかりの律令国家の実像に新たな光をあてることが可能になることでしょう。

## 参考資料



第5図 門 勝 制 の し く み

今泉隆雄著『古代木簡の研究』吉川弘文館 1998 より

小野朝臣毛野 (大納言、 大宝令当初の中務卿

																浄広肆	浄大肆	浄広参	浄大参	浄広弐	浄大弐	浄広壱	浄大壱	明広式		明大弐	应明老	14月	明大壱	141840
進大肆	進広歩	進広式	進太志	追太肆	追太太	追太式	追太壱	務 広津	務広参	務 広式	務 広大 壱	動大肆	動太参	勤太大	勤大壱	直広肆	直大肆	直広参	直大参	直広弐	直大弐	直広壱	直大壱	正広肆	正大肆	正大参	正広弐	正大弐	正広壱	11 7 15
																						2	9	100		-			品品	
少初位下	少初位上	大初位下	大初位上	従八位下	從八位上	正八位下	正八位上	従七位下	従七位上	正七位下	正七位上	従六位下	従六位上	正六位下	上正六位	従五位下	從五位上	正五位下	正五位上	従四位下	従四位上	正四位下	正四位上	従三位	正三位	従二位	正二位	従一位	-	
			8	勲十二等		熟十一		熟十		熟九		勲八		熟七		勲六		勲五		熟四		勲三		熟二	勲					
				等		等		等		等		等		等		等		等		築		等		等	等					

釈文の下の注記は、法量(縦・横幅・厚さ 単位皿)、型式、出土地区名飛鳥藤原第一一五次調査(藤原京左京七条一坊西南坪)出土木簡釈文

池
状
進
構
1
+
*
僧

			015	175 • 23 • 11	⑮ 海犬廿口
28		HI15	019	(90) · 20 · 4	⑭ 進廣肆 進少初×
		HI17	011	215 · 28 · 6	⑬ 本位進大壹 今追従八位下冠
		HJ16	081	$(49)\cdot(22)\cdot(3)$	⑫ 山部門
Œ.		НЛ16	019	(317) · 26 · 2	・「中務省移如令勘□耳」
<b>3</b>					⑪・□ □ 持出人 草原首廣末呂
<b>®</b>		HJ16 + HJ15	J16 +	270·(55)·3 019 H	・「中務省移□□□□耳」・ 大寶二年八月五日少⑩・宮内省移 價糸四□
<b>&amp;</b>		HI15	011	295 • 29 • 5	・受志太連五百瀬 佐伯門 今持退人使部□尓□木万呂・受志太連五百瀬 佐伯門
8					<ul><li>⑨・画工司解今加画師十人分布七端口口四両并三品</li></ul>
<b>©</b>		НЛ16	019	(130) · 36 · 2	・o五斤 出猪口 (像・o内蔵寮解口)
9					「明カー
<b>2</b>		HJ16	011	240 · 21 · 5	・羅二匹直銀十一両分糸廿二□ →銀五両二文布三尋分。⑦・内蔵寮解 門傍 □二内蔵忌寸相茂佐伯門  ○
<b>2</b> )	,	НЛ16	081	200 · (17) · 5	<ul><li>⑥・ [太妃宮職解ヵ]</li></ul>
	¥:	HI15	081	(174) • (29) • 4	・□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
20 (G		НЛ16	081	(126) • (21) • 3	・太寶元年十一月□□□・□養宿袮道代給□五
	y.,	H116	019	(225) • 29 • 3	③ 衣縫王□□□□塩
		HJ15	019	(230) • 34 • 3	・。大寶二年八月十三日書吏進大初位下②・。石川宮出橡一石糸一常
18	out A	+ Ш15		(142) · (35) · 5 081 HJ16	

❷□□□□□□□升米二升□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	● 大土坑出土木館	・ ☆ 下 と 我 我 場 長 日 平 佐 久 □ □ □ □ □ 職 職 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	◎・奈尓皮ツ尓佐久矢己乃皮奈泊留己母利□真波ゝ留部止◎・奈尓皮ツ尓佐久矢己乃皮奈泊留己母利□真波ゝ留部止	· 巽 露 ②·九坎療病病療□□□□	・衛衛衛門□ □ □ 3・道衛□衛門府衛衛門府	・椋椅部賀良人庸三斗❷・□□国安芸郡	・人口□部□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	❷ □槽一具甲床二具斧一具柳			昌萬動大	□   □	÷ }		鳴年 干二 神守佐 又私荒人 大子 一 大名 一 大子 一 大名 一 大名 一 大名 一 十二	① □□□廿三日 并廿七日 并廿六日	•	(16)・ 〇但波
$(191) \cdot (23) \cdot 3  081$	38/-34-4 0	2		195 · 34 · 11 081	191 • 25 • 6 011	164 • 26 • 5 032	(247) • 24 • 6 039	$(159) \cdot (29) \cdot 2 = 0$	(40) · (178) · 3 0	*	$(42) \cdot (68) \cdot 5  081$		247-19-4 0	10	318 • 47 • 5 011	180 · 24 · 2 011	206 • 23 • 4 011	
81 AF80	011 H116			81 田16	11 HJ16	2 HK17	39 HJ17	081 HI16	081 HI16		11 111116		011 HI10		11 HJ16	11 НЛ16	11 HJ16	